

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人千葉県薬剤師会という。

(目 的)

第2条 本会は、薬剤師の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図り、もって県民の保健衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 薬剤師職能の向上に関する事業
- (2) 公衆衛生の普及及び指導に関する事業
- (3) 薬事衛生の改善に関する事業
- (4) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事業
- (5) 機関紙並びに薬事関係図書刊行に関する事業
- (6) 学校の環境衛生に関する事業
- (7) 保険医療に関する事業
- (8) 医薬品の検査の指導に関する事業
- (9) 県の設置した健康の増進を目的とする施設の管理運営に関する受託事業、その他地方公共団体の委託を受けて行う事業
- (10) 薬剤師無料職業紹介所の運営に関する事業
- (11) 介護保険制度に関する事業
- (12) 薬事情報センターの運営に関する事業
- (13) 緊急時における医薬品の供給に関する事業
- (14) その他本会の目的達成に必要な事業

(事 業 所)

第4条 本会は、事務所を千葉市中央区間屋町9番2号 に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員
千葉県に在住又は在職する薬剤師で、本会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 賛助会員
本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員
本会に功績のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦により、代議員会において承認された者。

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、規則で定めるところにより、入会申込書を会長に提

出し、その承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の入会申込書の提出を受けたときは、規則で定めるところによる資格審査会の議を経てすみやかにその諾否を決しなければならない。
- 3 本会を退会しようとする者は、規則で定めるところにより、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、代議員会において出席者の3分の2以上の賛成議決を経て除名することが出来る。

- (1) 薬剤師としての体面を汚した者
 - (2) 本会の綱紀又は体面を汚した者
 - (3) 会費の納入を怠り催告を受けた後1ヶ月以上支払わない者、その他会員たる義務を怠った者
- 2 前項の議決に際しては、あらかじめ当該会員に対して当該事項について弁明する機会を与えなければならない。

(会員名簿及び名簿記載事項の変更届)

第8条 本会に会員名簿を備える。

- 2 会員は、氏名、住所、業務及び勤務場所を変更したときは、遅滞なく規則で定めるところにより、会長に届け出なければならない。

(入会金、会費等)

第9条 正会員及び賛助会員は、総会の承認を得て、規則で定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が退会し、又は除名された場合に、すでに納入した入会金、会費及びその他会員としての義務に基づく拠出金品は、返還しないものとする。

第3章 役 員 等

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 5人以内
- (3) 専 務 理 事 1人
- (4) 常 務 理 事 1人
- (5) 理 事 25人以上35人以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む）
- (6) 監 事 3人

(役員職務権限)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長の旨を受けて、会務を総轄し、会長及び副会長共に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 常務理事は、本会の常務を処理する。

- 5 理事は、会務を決定し執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務施行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の召集を請求すること。

(役員を選任及び解任)

- 第12条 会長は、総会において、正会員の中から選任する。
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
 - 5 前各号に定めるもののほか役員を選任方法に関し、必要な事項は規則で定めるものとする。
 - 6 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第14条 本会は、必要に応じ顧問又は相談役を置くことができる。
- 2 顧問又は相談役は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
 - 3 顧問又は相談役の委嘱期間は、推薦した理事の任期満了の時までとする。

(職員)

- 第15条 本会に職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 職員は、会長の命を受けて本会の事務に従事する。

第4章 代議員

(代議員及び予備代議員)

- 第16条 本会に代議員及び予備代議員を置き、支部ごとに選挙するものとする。その数は、当該支部所属の正会員が40人以内の支部にあつては、代議員及び予備代議員各1名、正会員40人を超えるときは40人又はその端数を増すごとに各1人を加える。
- 2 予備代議員は、代議員の事故ある場合その代議員の代理をする。

(代議員の選任)

- 第17条 代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という）は、規則の定めるところにより選挙する。

(代議員等の任期)

- 第18条 代議員等の任期は、2年とする。
- 2 代議員等が被選挙支部を移動したときは、その資格を失うものとする。
 - 3 代議員等は、役員を兼ねることは出来ない。
 - 4 代議員等は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第19条 本会の会議は、総会、代議員会及び理事会とする。

(議決)

- 第20条 会議の議事は、この定款に別に定めがあるもののほか、出席した会議構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。

(総会の種類、構成及び開催時期)

- 第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。
 - 3 通常総会は、毎年2回開催する。
 - 4 総会は、会長が召集する。
 - 5 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があつたとき。
 - (3) 第11条第6項4号の規定に基づき、監事から召集請求があつたとき。
 - 6 会長は前項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
 - 7 総会の召集は少なくとも開会の日時より7日前までに、会議の目的たる事項、開会の日時及び場所を正会員に通知するものとする。

(総会の定足数)

- 第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席しなければ開会することが出来ない。
- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において前項及び第20条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、会長が必要と認める事項を議決する。
2 会長は、総会において代議員会の決議事項を報告し、承認を経なければならない。

(代議員会の招集)

第25条 代議員会の招集は、少なくとも開会の日時より7日前までに、会議の目的たる事項、開会日時及び場所を代議員に通知するものとする。

(代議員会の構成)

第26条 代議員会は、代議員をもって構成する。

(代議員会の種類及び開催時期)

第27条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

- 2 通常代議員会は、毎年1回3月末日までに会長が招集する。
- 3 臨時代議員会は、次に掲げる場合に招集する。
 - (1) 会長が必要があると認めるとき
 - (2) 会長、副会長及び理事の全員が欠けた場合において監事が必要であると認めるとき
 - (3) 監事が業務又は財産の状況につき不正のあることを発見し、その報告をなすため必要があると認めるとき

(代議員会の議決事項)

第28条 代議員会においては、この定款で別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 本定款の施行について必要な規則の制定に関する事項
- (2) 毎年度の事業報告ならびに収支決算に関する事項
- (3) 毎年度の事業計画に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) その他会長が附議した事項

(議決の制限)

第29条 総会ならびに代議員会においては、第25条の規定により、あらかじめ通知した事項でなければ議決することはできない。

ただし、急施を要する事項につき、出席者の3分の2以上の同意があったときは、この限りでない。

- 2 特別の利害関係者は、当該議案につき議決に加わることができない。

(代議員会招集の特例)

第30条 代議員会は、代議員の3分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及びその招集の理由を記載した書面を会長に提出して、代議員会の招集を請求することが出来る。

- 2 前項の請求があったとき、会長が正当な理由なく1ヶ月以内に代議員会招集の手続きを行わないときは、請求者は、代議員会を招集することができる。

(代議員会の定足数)

第31条 代議員会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(代議員会の議長、副議長の選任)

第32条 代議員会の議長及び副議長は、代議員会において選挙し、任期は2年とする。

(代理権)

第33条 代議員は、他の代議員の代理人となることはできない。

(理事会の構成)

第34条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集、議長及び定数ならびに監事の出席)

第35条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第36条 理事会においては、定款で別に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会務運営及び事業執行に関する事項
- (2) 総会及び代議員会に提出すべき議案
- (3) その他会長において必要と認めた事項

(議事の決定)

第37条 本定款で定めるもののほか議事に関する事項は、各会議の議決を経て定める。

(議事録の作成)

第38条 総会、代議員会又は理事会を開催したときは、日時、場所、議事の要領を記録し、議長及び出席者中2名が署名をし、議事録としてそれぞれの会議において保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費)

第40条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(基金)

第41条 本会は、総会の議決を経て財産の一部を基金とすることが出来る。特に目的を指定しない寄付金を受けたときは、基金に編入する。

(基金並びに財産の処分)

第42条 基金並びに財産は、総会の議決を経なければ処分することはできない。

(会計年度)

第43条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第44条 会費その他一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とし、歳入及び歳出は、総予算に編入する。

(経費支弁の原則)

第45条 毎会計年度における経費の定額は、その年の歳入をもって支弁する。

(予算及び決算)

第46条 毎年度の総予算は会長が編成し、会計年度開始前に代議員会の議決を経なければならない。

- 2 既定予算の追加又は更正をしようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。
- 3 決算を代議員会に附議しようとするときは、決算案と共に財産目録を提出しなければならない。

(予備費)

第47条 予算超過の支出に充てるため予備費を設ける。
2 予備費は、代議員会の否決した費途に充てることはできない。

(剰余金)

第48条 各年度において歳入歳出に剰余あるときは、その翌年度の歳入に繰入れるものとする。

(継続費)

第49条 数年を期して行う事業につき、継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。

(過年度経費の処理)

第50条 過年度に属する経費は、現年度定額より支出しなければならない。

(特別会計)

第51条 本会は、代議員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第7章 支 部

(支部)

第52条 本会に、会務及び事業を円滑に推進するため、支部を置く。
2 支部に支部長を置くものとする。
3 正会員は、支部に所属するものとする。
4 支部の名称、区域、その他必要な事項は、規則で定める。
5 会長は、本会の運営について、意見を聞くため年1回以上支部長会議を開催するもの

とする。

第8章 委 員 会

(委員会)

第53条 本会に、調査研究並びに事業を推進するための機関として、常置委員会を置くことが出来る。
2 前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、特別委員会を置くことが出来る。
3 委員会は、理事会の議決を経て会長が設置する。
4 委員会に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の賛成議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第55条 本会は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第56条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

第57条 本定款で定めるもののほか、必要な事項は規則又は細則で定める。
2 規則は代議員会の議決により、細則は理事会の議決により、それぞれ制定、変更または廃止する。

附則

- 1 この定款は、千葉県知事の設定許可のあった日(昭和40年10月18日)から施行する。
- 2 昭和39年度における予算及び事業計画並びに設立当初の役員は、本定款第12条、第47条の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによる。

附則

この定款は、昭和62年8月1日から施行する。

附則

この定款は、平成2年2月22日から施行する。

附則

この定款は、平成6年9月29日から施行する。

附則

この定款は、平成15年5月12日から施行する。

附則

この定款は、平成16年5月13日から施行する。

附則

この定款は、平成23年6月29日から施行する。